

小売価格維持と強制メカニズム

— 大阪売薬濫売矯正運動の試みと挫折 —

並 河 永

キーワード：再販売価格維持，強制メカニズム，価格カルテル

はじめに

日本における再販売価格維持制度は、1953年の独禁法改正時に初めて法制化された。このとき化粧品業界でただひとり参考人として国会審議に参加した中山太陽堂の中山太一は再販導入を力説したが、それはメーカー・流通業者の支店からの導入論であった。

再販制度の意義・趣旨を考える場合、消費者にとってのそれを第一に考えるか、メーカー・流通業者にとってのそれを中心に考えるかによって、議論の出発点はまったく異なってくる¹⁾。少なくとも立法当時から、メーカー・流通業者にとってブランド内競争（同一企業の同一製品に関する、小売店間の価格競争）を抑制するために再販制度は有益、という期待感があったことは、中山太一の国会発言で確認できる。

しかし、ブランド内競争抑制の手段は再販に限らない。再販指定を受けていない業界では、松下電器など家電メーカー各社が価格維持を強く意識して卸の専売化（販社化）を行った（孫 [1994]）事例や、後払いの売上高リベートを価格維持の梃子として使うという事例が生じた（カルピス事件、竹屋事件）。また戦前から、ラジオにおける松下電器の連盟店制度、化粧品における資生堂の花椿会や中山太陽堂の太洋会、共栄クラブ会など、小売店を組織化し正価販売を徹底する努力が様々なメーカーによって続いていたことは広く知られて

いる（長尾 [2000] [2001] [2002]）。

本稿では、大正時代を中心とする大阪府売薬業界の事例によって、小売価格カルテルを法制度を援用して維持することの限界や問題点を検討する。

重要物産同業組合法の歴史については、江戸期の株仲間と明治の同業組合の關係に力点を置く研究が多い中で、藤田 [1995] が大正期以降の農商務省による政策にかなりのウェイトを置いている。また、石原 [1989] は公設小売市場の成立過程に関連する限りで、同業組合が行った価格協定の実効性や、それに対する農商務省の姿勢について触れている。のちに登場した商業組合を主に取り扱う山本 [1988] [1990] は、商業組合の持っていた価格強制メカニズムを取り上げているだけでなく、同業組合の価格強制力に関しても多くの知見を含んでいる。

小池 [1939] は実務家としての立場から、農商務省次官通牒など多数の公文書を駆使した制度分析を行っている。小池金之助の経歴については判然としないが、『組合定款の知識』という著書に船田中（当時の法制局長官、戦後に衆議院議員、防衛庁長官）の序文があり、「半生を産業行政の第一線に捧げたる…」とあるので、農商務省の官吏と思われる。小野・飯田 [1918] は当時の重要物産同業組合法改正に合わせ農商務省の官吏が執筆した、実務家向けの逐条解説書である。

池田松五郎の『日本薬業史』は、月刊業界誌『薬業時論』の連載記事に加筆してまとめたもので、同紙自体を未見なため、この業界誌の性格は

不明である。ただ薬業時論社の所在地は京都であり、売薬関係では大阪売薬業界に関する言及が詳しく、しかも第三者的な記述に終始している。

これと対照的なのが、本稿が主な史料とする『艸業新聞』およびその後身『大阪薬業新聞』である。この業界紙は主に売薬店主を購読者としていたことは、広告の大半が売薬メーカーの売薬店に対するものであることから推定できる。その論調は終始一貫して、「濫売矯正運動」つまり小売店正価維持運動を支持するものである¹²⁾。この新聞について池田 [1929] には、「明治二十四年十一月三日ニハ艸業新聞ノ発行アリ。塩見伊八郎ノ経営スル「大阪薬業新聞」即チ是レナリ」とある(410頁)。

東京小間物化粧品商報社『小間物・化粧品業界年鑑 昭和9年版』は業界紙を発行する出版社による便覧であり、国政事項に関する独自の情報源はせいぜい、官吏と交渉に当たった業界関係者からの伝聞でしかなかったと思われるが、他の資料に見られない生き生きとした商工省議の経過説明が見られる。ソースの信頼性には慎重な留保が必要であるが、必要に応じて取り上げたい。

1. 同業組合制度

戦前の同業組合には大きく分けて2つのタイプがあった。1つは同業組合準則(1884年、農商務省布達第37号)に基づき各道府県知事が認可したもので、もう1つは重要輸出品同業組合法(1898年)およびその後身である重要物産同業組合法(1900年)に基づき、農商務大臣が認可したものである。

両者に共通しているのは、監督官庁の統制は受けるものの、基本的に特定地域の同業者が自発的に集まって結成することである。この自発的な性格から、太平洋戦争下における戦時統制組織としては不完全であったため¹³⁾、1943年には重要物産同業組合法が廃止され、これに基づく自発的な業界組織は解散ないし改組の道をたどる。

域内同業者のうち一定の比率を超える多数(準則組合は4分の3、組合法組合は3分の2)でいっ

たん結成が認可されると、他の同業者も加入することが原則であったが、強制の度合いについては大日本帝國憲法発布を挟み、準則成立、準則改正、そして重要輸出品同業組合法という順序を踏んだ理解をすることが必要である。

準則組合の場合、「事業ノ規模及趣向ヲ異ニスル」ことを理由に加盟を拒みたい業者は、管轄庁(道府県庁)に加盟を要しない認定を受けることができた(準則第4条但書)ものの、竹内 [1982] は、制度創設当初は強制加入を命じる精神であった、という当時の商工局長証言を史料に見出している(329頁)。ところが大日本帝國憲法が施行され、第22条に定める居住・移転の自由が営業の自由をも含む、という立法趣旨説明書が公刊されるに及んで、加入強制やそれを背景とした制裁の存在が憲法違反の疑いありとされ、1897(明治30)年農商務省令第6号をもって、強制加入を定めた同業組合準則第4条は廃止されるに至った¹⁴⁾。

ところがこれでは輸出品の品質管理など、どうしても必要な自主規制のシステムまで崩壊してしまう。旧憲法22条も「法律ノ範囲内ニ於テ」居住・移転の自由を認めていたに過ぎないから、改めて強制加入制度を伴った重要輸出品同業組合法や重要物産同業組合法が制定されたのである。

重要物産同業組合法第4条但書は、主務大臣が加入義務なしと明示的に認めることを加盟義務免除の条件としており、実際にこの免除を受けたものは百貨店など少数であった。第19条は第4条違反者に2円から100円(1916年に改正され、5円から500円となった)の過料を科すと定めていた。また、重要物産同業組合法第10条は、定款違反者に過怠金を徴し、違反物品を没収できると定めていた。

例えば1899年に結成された同業組合である東京薬種貿易商同業組合は、(内部限りの)説諭、(違反者の広告費負担による)違反者名の新聞広告、(違反の軽重により期間を限った)組合員との取引停止という3種類の罰則を定めていた(定款第53条、東京薬種貿易商同業組合 [1944] 542-543頁)。

2. 強制加入システムの強制力不足

大阪製菓同業組合は1902年に誕生した。これは後に見る大阪売菓同業組合とは別の団体であるが、同じ大阪の事例であり、同業組合の強制加入システムが内包する限界を示す好例として取り上げる。

当時の製菓業は菓種問屋（武田長兵衛商店、塩野義三郎商店、田辺五兵衛商店などは今でも大手製菓メーカーとして残っている）の製菓部門と小規模な漢方薬メーカーがほとんどであるから、道修町の菓種問屋が組合を作ったと考えても良い。この組合が、さっそく強制加入の問題にぶつかった。大阪アルカリ会社（現在の石原産業の一部）、日本硫酸会社（その後の消長は不明）、大阪硫曹会社（同、日産化学工業の一部）、大阪晒粉会社（同、ラサ工業の一部）の4社が、再三の勧めにも応じず、組合に加入しなかったのである。組合は重要物産同業組合法に基づき、大阪府知事へ加入命令を下すよう上申した（『大阪製菓業史』第1巻692-697頁、702-704頁、710-719頁）。

社名が示すように、これらはすべて工業用化学薬品のメーカーであったと思われる。組合としては、これらの製品も医薬品原料として不可欠なものだから、当然組合に加入すべきとしたのである。重要物産が何と何であるかは農商務大臣が認定すると定められている（重要物産同業組合法第2条）が、認定条件は公表されず、認可申請を個別に審査して済ませていた¹⁵⁾。

のちに日本舎密製造¹⁶⁾の未加盟が問題になると、府知事に再び加入勧告の説諭を請願している（同書第2巻366-367頁）。この日本舎密製造も硫酸を主製品とする化学企業で、のち日産化学工業の一部となっている。請願内容が「命令」から「説諭」に変わっていることに注目したい。これらの件が結局どうなったのか、『大阪製菓業史』は語っていない。

ところが、先に未加盟が問題になった4社のうち、大阪アルカリの消息だけは同書にもう1度登場する。1924年に同業組合を年度途中で脱退し

たが、年度末までの会費を払おうとしないのをどう処理するか役員で話し合った、という記事に登場するのである（同書第2巻876-877頁）。脱退したということは、加入したのである。

もし大阪府知事からの「命令」で加入したのであれば、組合はその成功を同書に記すであろう。筆者は、大阪府知事は同業組合の上申を無視はしなかったが加入命令も下さず、穏やかに加入を説諭したのではないかと推測している。そうだとすれば、日本舎密製造への扱いもその先例を踏まえたと考えられ自然である。

藤田[1995]は、京都府が重要輸出品同業組合法直前に有していた同業組合取締規則に沿って、府の指定した業種の組合未加入者に罰金刑を科す府令を1896（明治29）年に公布したことを示している（85頁）。このとき指定されていたのは繊維関連及び陶磁器・漆器産業で、かつ府下一円ではなく特定有名産地に限られている。

また、地区外からの行商者を加盟させることができるかどうか、法の規定は曖昧であった。1920年2月、大阪売菓同業組合は定款を改正し、「地区外の者と雖も本組合地区内に於て売菓の行商を為す者は本組合に加入すべき義務あるものとす」という条項を付け加え、併せて名義貸し等を防止する条項を追加し（大阪製菓新聞1920年2月13日号「大売通常組合会」）、9月4日大阪府に認可されたが、これは一方的な措置であった。行商者は加入義務ありとするのが農商務省見解だったが、義務なしとする1912（明治45）年の大審院判決があった（小野・飯田[1918]、115-123頁）。判決後も高知県の同業組合が富山県の行商者を加入させようとしたため富山県側が陳情し、1921年になって「加入義務なし」とする農商務省工務局通牒を出してようやく決着する事例があった（『富山県売菓同業組合沿革史』253頁）。

3. 政府のスタンス

同業組合のシステムを価格維持に用いることを原則として禁ずる、明確な政府の意思表示は、1916（大正5）年の商8999号（農商務）次官通

牒である（例えば藤田 [1995], 64-65 頁）。この通牒には、同業組合の定款について「外国貿易上ニ於ケル売崩ノ弊ヲ防クタメ必要ナル場合ノ外商品ノ価格ヲ組合ニ於テ定ムル規定ヲ設ケシメサルコト」との定めがある。後に見る大阪売薬同業組合の場合、創立時（1907 年）の定款に「売薬ノ定価ヲ割引シ又ハ添物ヲ為シテ販売スルコトヲ得ザル」1 項があることをとがめて認可が下りず、「陳情数次ノ後終ニ」認可を勝ち取った（池田 [1929], 302-303 頁）というから、担当者の裁量に左右されたといえる⁷¹。

天野忠三郎『化粧品濫売矯正私見』は私家本で、国立国会図書館の刊行年表示では 1916 年となっているが、脱稿は 1915 年 11 月であったことが後書きからわかる。この人物の履歴は全く不明であるが、化粧品店主として同業組合の結成を志し、交渉に当たった官吏の肉声を聞いた、と思われる箇所がある（19 頁）。なお化粧品卸の同業組合は各地にあったのだから、おそらく化粧品小売店を対象とする組合結成を望んだのであったろう。1918 年に大阪市を対象区域とする化粧品・小間物・雑貨小売商の同業組合結成が出願されたが実現しなかったことが大阪小間物卸商同業組合 [1928], 703 頁に触れられている。

「曰く若し之〔定価販売の強制〕を組合格約中に明記し協定することを許すときは同業組合員は一致して不当なる価格を協定して販売するの結果一般需用者は非常なる不利益を蒙るのであるから需用者保護の点より許さんのであることは当局者の弁明の要領である」。

藤田 [1995] も同様の認識を商工事務官・小出栄一の論文に見出している（第 6 章、とくに 188 頁）。

しかし米騒動やロシア革命の起きた 1917（大正 6）年に先立つ 1916 年の時点で、農商務省に物価騰貴防止を重視する、小出論文から想起されるような明確な共通認識があったかどうか、疑念を抱かせる材料も存在する。当時の商工局員 2 人が書いた小野・飯田 [1918] には、カルテル・ト

ラストを近代的産業形態として積極的に評価し、同業組合の将来像をそこに重ねる、次のような記述がある。

「併し世界文明の進歩に伴ひ、商工業も亦駭々として発達するものであれば、同業組合の如きも必ず他日トラストと迄は行かずとも、企業連合即ちカーテルの如く組合が積極的態度を以て、或は生産制限を行ひ又は価格の一定を計ることの出来る時期が必ず到来するであらうと思ふ」。（4 頁）

また、小池 [1939] によれば、照会への商工局長回答という形で、準則組合については「地方長官ニ於テ特ニ弊害ナシト認ムル場合ニ於テハ価格又ハ賃金ノ協定ヲ認容スルモ支障ナシ」という方針が示されている（218-219 頁）。この回答は 1917（大正 6）年 9 月、つまり富山米騒動の 2 ヶ月後に出されたものであり、逆に言えば戦中の好況期のものである。

ところが戦後不況のただ中、1921（大正 10）年に発せられた商第 6664 号次官通牒は、一転して危機感にあふれている（小池 [1939], 183 頁）。

「物価ノ平準ヲ期シ国民生活ノ安定ヲ図リ産業ノ発展貿易ノ振興ヲ期スルハ現下ノ急務ニシテ就中日常必需品価格ノ高低如何ハ国民生活ニ直接至大ノ影響ヲ与フルヲ以テ（中略）近頃同業組合中私カニ販売価格ヲ協定シテ不自然ニ物価ノ下落ヲ阻止シ不当ノ利益ヲ貪リツツアリトノ批難モ有之（中略）不都合ノ行為アリト認メラルル組合ニ対シテハ嚴重ニ之カ取締ヲ励行相成様特ニ御配慮相成度（後略）」。

批難モ有之、という部分には傍線を引くべきかもしれない。農商務省の姿勢は揺れているだけではなく、受動的である。ともあれ、物価抑制を重要課題とする農商務省の姿勢が確立するのは、むしろ戦後恐慌の時期と考えた方が自然と思われる。政府は 1932（昭和 7）年に商業組合法を成立さ

せ、これには一転して、従来認めなかった価格協定を認めることとした。1930年秋の米価暴落をはさんで、1929年から31年にかけて卸売物価は30%下落し、物価騰貴への警戒感が薄れた時期であったことは考慮すべきであろう。

ここから地域や業界によって2つの動きが、時には両方が並行して進んだ。ひとつは同業組合とは別に商業組合を組織して、価格統制機能をもっぱらこれに担わせようという動き、もうひとつは同業組合にも同様の価格協定を認めさせようとする動きである（藤田〔1995〕第7章）。前者については山本〔1990〕が詳しく論じるように、同業組合にも価格協定が認められる一方、アウトサイダーに対する統制命令を商工省・府県がほとんど出さなかったことから、価格規制のみを目的とした商業組合は休眠・解散の道をたどる。同業組合による価格協定の再興については、大阪の事例に続いて取り上げる。

4. 大阪売薬業界における正価維持運動の顛末

大阪売薬同業組合の前身は徳盛会という任意団体であったことは史料に散見されるが、正確な結成日時は明らかでない。1887年に京都の時習社が徳盛会のメンバーから勧誘を受け、約款も徳盛会のそれをまねて発足したと池田〔1929〕が記している（300頁）から、それより遠くない以前であったろう。時習社の約款は、定価の遵守、域内アウトサイダーとの取引禁止をうたっていたが、その真骨頂は第26条にあった。

「幹事ハ常ニ探偵員ヲ派出シ本約ニ背キタル行為アルモノヲ認メタルトキハ之ニ忠告スト雖モ故意ノ違反者ニ至テハ忠告ヲ俟タズ直チニ会議ヲ開キ議決ノ上除名スベシ」。

その結果、「往々ニシテ新タニ開業スルモノ、或ハ同業者中ノ叛骨アルモノハ此等幹部ノ高圧策ニ対シ反感ヲ抱キ反抗ヲ試ミントシテ時々問題ヲ惹起シ、終ニハ一波萬波ヲ生ジ…」(同書302頁)、

大阪では同業組合の枠組みと強制力で打開を図る動きが生じた。先に見たように定価維持条項に難色を示されつつも、このときは押し切り、同業組合の成立（1907年）にこぎ着けることができた。

しかし先に見たように、同業組合の強制力には様々な制約が科されていて、それほど強いものではない。それでもかまわず徳盛会の流儀で「諜者ヲ放チテ試買ヲ試ミ先ツ二三ノ違反者ニ対シテ過怠金ヲ課シ、其ノ後偵察ヲ厳ニシ多数ノ処分者ヲ出シタルヨリ、被処分者ハ強硬ニ異議ノ申立ヲ成シ」(同書303頁)1911年には正副組長4名が辞表を出し、それが慰留されたのを見て強硬派3役員が辞職する事態となった。

第一次大戦中は好況に原料不足が重なり、価格競争は相対的に小康を保ったが、「大正七〔1918〕年ニ至リ戦乱モ漸ク終リニ近カントスル頃ヨリ濫売ノ風次第二長ジ」(同書360頁)大阪では再び試買と処分が始まった。ところがもはや違反者も制度の限界を熟知している。「売薬三割引ノ大立札ヲ立テ、日刊新聞ニ広告シ、売薬組合ガ之ヲ制裁セントスレバ直ニ其ノ営業名義人ヲ変更シテ組合未加入者ト為リ、其加入ヲ強制セントスレバ々々裁判所ニ出訴セザルベカラズ売薬組合ヲシテ奔命ニ疲レシメントスルノ策ニ出デ…」(同書360頁)組合は過怠金を減額するなどの妥協に追い込まれた。

先に1920年2月、大阪売薬同業組合が地区内への行商者も加盟義務を負うよう定款を改正したことは述べたが、このとき同時に「組合員にして前条の事由を生じたる時は直に書面を以て其旨組長〔同業組合の長〕に届出で標札並に証票を返納すべし 組合員にして前条の事由を生ずるも本條の届出を為すに非ざれば其間組合員たるの義務を免る事を得ず」という第10条が加わった。おそらくこれは、一方的な組合脱退宣言があっても、過怠金など組合定款違反の罰則を免れないという規定と思われる。先に見た名義変更戦術への対策である⁽⁸⁾。

こうして逃げ道をふさぎ、その定款変更が認可された後、大阪売薬同業組合は定価維持のために再び具体的な行動を起こす検討に入った。このと

き組合内で激しい対立があり、反対派のデモンストレーションや、業務内容を細分化した新同業組合結成の動きがあったことが、艸楽新聞の記事に垣間見える。

池田 [1929] によれば1920年、「濫売者ノ一味ガ組合区域外同業者ノ名義ヲ以テ市内行商隊ヲ組織シ楽隊行列ニテ割引販売ヲ為スモノアルヨリ」(池田 [1929], 360頁)と、また新戦術が登場した。1912年大審院判決によって行商者の組合加入義務が否定されていることを利用した戦術である。組合は郡部にまで対象区域を広げ対抗したが、反組合派は同年9月に入って「売薬ヲ定価通り売ルハ暴利ナリ」「社会救济ノ為メ割引スル吾人ニ組合ガ干渉スルハ横暴ナリ」というビラを散布したばかりでなく、新聞社と官庁に同趣旨の宣伝を始めた(池田 [1929], 361頁)。

ここで登場するのが、「仁丹王」森下博である。森下はまず売薬業界の融和が必要であると説き、そのための懇談場所として「大阪薬業倶楽部」を建設することを提案し、大いに歓迎された。この敷地は森下が提供し、他の同業者からの寄付金も加えて建設費に充てる計画であった。

ところが一旦約束された寄付金が集まらない(と森下が主張した)ケースがあり、その一方で建設費が予定を大きくオーバーする事態となって紛糾し、森下は母の遠忌にちなんで「大阪薬業倶楽部」を丸ごと建設・寄付すると共に、翌1921年3月にいったん同業組合の運営から手を引いてしまう。

ともあれ組合内の不協和音を和らげる道筋がつかないかに見えた1921年であったが、まだ具体的な行動に移れずにいた9月28日、大阪府は池松時和知事名で、大阪売薬同業組合に対し「売薬の定価を減額販売すること」を禁止した条項を定款から削るよう命じた(艸楽新聞1921年11月3日号「濫売矯正条項削除命令と大売組合の陳述書提出」および池田 [1929], 362頁)。

同年11月に開かれた全国売薬団体協議会ではこの話題に大きな関心が寄せられ、各組合の最近の経験が交換された。各組合からは、奈良1市6郡では新たに同業組合を結成しようとしていたが、

農商務省は「定価販売絶対削除の命令を確守して動かず」いること、神戸薬種売薬同業組合は3年前に(兵庫県から)削除を命ぜられたが、売薬は法の規定により(当時の売薬法は定価の10%を税率としていた)定価を付すものとされている、と反論してかろうじて認められたこと、農商務省への陳情を経た大阪売薬同業組合からは「主務当局曰く、先般暴利取締上、価格統一販売組合に対し社会政策上注意せよとの命令は発したが売薬組合に対して命令したことはない。何分〔道府県への〕委託事項であるから直接的には〔削除命令撤回を〕やれぬ…」と言われたことが報告された(艸楽新聞1921年12月1日号「全国売薬団体協議会」)。この記事にはないが、1922年8月に京都府も、また1923年8月には愛知県も同様の命令を発した(池田 [1929], 364頁)。残念ながら前記の商第6664号次官通牒の日付が伝わらないのだが、「価格統一販売組合に対し社会政策上注意せよとの命令」はこれであるかもしれない。

ともあれこれによって、濫売矯正運動の枠組は根底から覆ってしまった。同業組合システムによる正価強制ができなくなる一方、まさに社会政策の一環として創設された公設小売市場も割引販売に加わって、「〔定款改正以来〕爾來三カ年間に於ける業界の実情は大阪市〔公設〕小売市場を始め区域内至る処濫売に陥らざるなく…」(大阪薬業新聞1925年2月1日号「矯正論と大売組合」、大阪府庁への陳情文より)という状況になった。

これに対し、任意契約によって小売価格カルテルを再構築しようという動きが生まれた。例えば西区泉尾薬業会が公正証書化し、互いに取り交わした契約は、「割引販売・景品を禁止すること」「違約には20円から500円の違約金を課すこと」「売薬業を廃業することなくして、契約から脱退できないこと」の3点を骨子としていた(大阪薬業新聞1925年1月13日号「真剣味を加へ来れる売薬濫売矯正運動の進展」)。ひとつひとつの契約内容や契約形態は明らかでないが、大阪ではこうした「小団体」が警察署管内を単位として次々に結成され、その代表者協議会が「大阪薬業連合会」として1925年5月に発足し、違反者や区域内の

未加盟者には取引停止をもって臨むことを決議した（大阪薬業新聞 1925 年 5 月 13 日号「売薬定価維持問題と大阪薬業連合会」）。同業組合による価格維持が否定されたので、同様のメンバー構成を持つ別の団体によってそれを行おうとしたのである。

しかし違反者・未加入者に対抗する新たなシステムはなかった。例えば上述の大阪薬業連合会において「連合会に積立基金を作り之を以て濫売者の未決済を保護し本舗または問屋に対し其取立権利を各小団体へ譲受くる事」が提案されたが、その提案を理事会に送付することを決した（同記事）だけで、それが具体化したという記事はついに現れなかった。

同年 7 月ごろを境に濫売矯正運動は同紙の紙面から退き、折からいよいよ廃税の実現した売薬税、そしてその経過措置に業界の関心は移る。しかし、定価とリンクしていた売薬税が撤廃され、むしろ業界にとって価格競争への懸念は増したと思われる。同紙 1926 年 3 月 13 日号「廃税後一層難局の濫売矯正と開展策」は、従来の濫売矯正運動の問題点についてこう総括した。「違約処分として同業組合に其〔定価遵守〕条項が存在する場合に於て往々其運用を誤り紛擾を惹起し業界を混乱状態に陥らす例多く相互感情の衝突は永遠に融和せざるべく互恵条項を公正証書となる場合の如き業者互いに躊躇して成立せし事例が少ないのである…」。

もし業界内融和と濫売矯正運動を同時に進めるなら、第三者的に見てもこのときが好機であったろう。そしてちょうどこのとき、大阪売薬同業組合の組長が辞任して後任人事が難航し、1926 年 9 月に森下博がその後任に推されたのである。森下は対立を深めていた関係者相互の融和に努めると共に、小団体の協議会である大阪薬業連合会を大阪売薬連合会として再興させ、顧問として関わった。新しい大阪売薬連合会は参加小団体について小団体標準規則を定めたが、それは廃業せずには脱退できないこと、正価販売を守ることをうたった点で旧来の規約を引き継ぎ、しかし罰則の定めはなかった（大阪薬業新聞 1926 年 10 月 15 日号

「陣容を新たにして正価販売に邁進」）。

これによって濫売矯正運動はかつてない進展を見せたかに見えた。大阪売薬連合会は大阪売薬同業組合との協調関係のもと、10 月 20 日に総会を開き、11 月 15 日より正価を遵守するが、12 月 31 日まで 2 割引以内の割引を容認することを決議したのである。11 月 24 日に試買によって実勢価格を調査したところ、130 軒を調査して 25～30% の違反値引きをしている店はわずかに 5 軒に止まった（大阪薬業新聞 1926 年 12 月 13 日号「完成の域に近づきつつある濫売矯正事業」）。

実際には一部安売店を説得しきれず、12 月 22 日総会の土壇場になって 1 月からの正価販売実施を当分延期し、2 割引までを容認することを継続することを決めざるを得なかった（大阪薬業新聞 1927 年 1 月 1 日号「大阪売薬連合会総会」）。

この時期に、彼らの観点からすると重要な勝利があった。いくら交渉しても安売りをやめようとしない平和薬局という薬局に対し、大阪売薬連合会が問屋に申し入れ、4 つの主要問屋（それぞれの名前は不詳）と化粧品を扱う中山太陽堂が一斉に取引停止を行ったのである。この取引停止は同年 1 月 10 日に発効したが、12 日には早くも店主と連合会の会合が持たれ、安売りを行わない合意の下に 13 日から仕入取引が旧に復した（大阪薬業新聞 1927 年 1 月 13 日号「大阪売薬連合会 実刀を抜く 粗道断絶の敢行 楡玉にあがつた平和薬局」および同年 2 月 1 日号「平和薬局 遂に屈服す」）。

しかし同年 4 月、取引先である十五銀行休業の対策で森下博が「多忙」（『森下仁丹八十年史』によれば実際には経営危機）となり、大阪売薬連合会の顧問を辞する（大阪薬業新聞 1927 年 5 月 1 日号）と、途端に価格維持が進展しなくなった。

違約者を廃業に追い込むとすると、従来からの取引代金は焦げ付く。説得や啓蒙活動にも人手がかかる。この業界紙は運動の行く末を危ぶむ論調で森下の辞任を伝えているが、次号の 1927 年 5 月 13 日号では、取引停止分を保証する対策費の自発的拠出を大阪薬連が呼びかけたことを紹介している（「一転機に立てる大阪薬連矯正事業」）。

この前後関係から考えると、森下が濫売矯正事業のコスト負担で大きな役割を期待されていたことが想像できる。

先に見たように、デフレ基調の中で政府は1932（昭和7）年に商業組合法を成立させ、これには従来認めなかった価格協定を認めることとした。

藤田 [1995] が詳しく述べるように、同業組合と商業組合の任務は重複しており、一種の競合関係にあったが、同業組合の中には「これで同業組合にも価格協定が認められる」と判断して、なんら商工省の意思表示を待たず価格協立案・定款改正願出の作業を進めるものが複数存在した。大阪売業同業組合も価格協定の具体案づくりと定款改正を相次いで4月から5月にかけて進めていたことは大阪業新聞の記事からわかる。

徳島県業業組合はこのころ内紛を抱えており、「久しく幹部派、非幹部派が唯（いがみ）合って…売業の如きも幹部派は濫売をやるが非幹部派がやればすぐに過急金を申付け廉売品の没収も規約を楯にやる…」（大阪業新聞 1933年2月18日号「組合員から定款の削除申請が成立す 徳島業業組合支部で」）状況であった。そこで非幹部派が徳島県、次いで農商務省に掛け合って、この恣意的に運用されている条項を定款から削らせようとした。農商務省は1933年2月、当該条項は1916年の商第8999号次官通牒に違反しているから削れ、と徳島県に指示した。ところが東京砂糖商同業組合⁹⁹は1933年5月、東京酒類商同業組合は同6月に、それぞれ東京府から定款改正の認可を得た（東京小間物化粧品商報社 [1934], 5頁）。先例を得た全国の同業組合は色めきたった。「然るに、この勢ひを見たる商工省では、大正5年の農商務省次官通牒を楯に取り、東京府知事に対して認可取消しの通牒を発せるのみならず、さらに関係府県に次官通牒の励行方を命じた」（東京小間物化粧品商報社 [1934], 5頁、また大阪業新聞 1933年6月18日号「次官通牒に関係なし」）。この2月に徳島県に対して商工省が出した通牒の存在は、従来の文脈では見落とされているようである。つまり商工省は、自らが下した判断と食い

違う措置を東京府が勝手に取ってしまったのでこれを取り消し、以後は自らが下した判断例に従うよう各府県に求めたのである。

同業組合側はこれに強く反発し、「これに対して商工省内部に於いても、賛否の意見容易に決せず、法の面目論と多数の輿論との対立状態となり…」（東京小間物化粧品商報社 [1934], 5頁）ようやく10月半ばになって商工省議は規制緩和でまとまった。ところが（農商務省次官通牒を変更するため）農林省と協議したところ、「農林省所管に属する同業組合の価格協定については、農林省側は大正5年の次官通牒を緩和する意向を有せざる」（同書同頁）けれども、商工省所管組合への通牒を変更することには異議はないと伝えてきた。そこで商工省所管の同業組合についてのみ協定禁止を緩和することとし、「十一月六日、村瀬商務局長は、実業組合連合会長星野錫氏以下大阪、神戸、京都、名古屋等各地の連合会代表十五名を招致、新商工次官通牒の要綱を内示して了解を求め、更にこれを全国商工主任官会議にも内示説明」（同書6頁）した。

この内容を11月14日付で商第7753号商工次官通牒（藤田 [1995], 207-208頁）として各府県に伝えたので、業界はこれを1916年次官通牒（の関係部分）の撤回と受け止めた（大阪業新聞 1933年11月15日号「価格協定是認を楔機として大売に要望」および同日号「商工省で同業組合の価格協定を認可」）。その内容は、(1)価格協定を定款にうたう定款改正を行う場合、知事は認可前に本省の意見を徴すること、(2)消費者、生産者、学識経験者を加えた価格協定調査委員会を作らせ、協定価格等の細目はそこで決するようにすること、(3)協定価格は知事に届け出させること、を骨子としていた。つまり商業組合に関する1933年6月16日付商務局長通牒に、（東京府と商工省の齟齬が紛糾を招いた反省もあってか）本省との事前協議を求めることが加わったものである。この1933年6月16日付商務局長通牒には「尚価格協定カ売崩ノ弊ヲ防止スルノ趣旨ヲ逸脱シ消費者及当該産業ト密接ナル利害関係ヲ有スル産業ノ公正ナル利益ヲ害スルコトナカラシム様」（小池

[1933], 201-203 頁) 道府県はよろしく注意・監督されたい、という尚書きがあったが、山本 [1988] によれば、同業組合に関する上記通牒にも同様の表現が盛られていた。

藤田 [2003] は昭和3年次商工省の組合法改正構想が政策史上無視されている理由を、同案が反対に遭って挫折したことへのエリート官僚たちの不快感に求めている。この価格協定容認を巡る方針転換も、『商工政策史』に取り上げられていないのは、「輿論に押された」不快感ゆえとも考えられる。ただし、物価対策は内務省社会局の所管であって商工政策ではない、といった別の理由も考えられるが。

5. 廉売のメカニズムと協調のまとめ役

利益を生まない値引き競争がなぜ小売店自身によって選ばれ、続けられるのだろうか。現在でも薬局・薬店にとって相談販売は重要であるが、自家製剤の容易な漢方薬が売薬の主流であった当時は、薬局・薬店の収益構造が現在と異なっていた。酒造業界紙『日本醸界新聞』の記事を転載する形で、大阪薬業新聞 1927 年 3 月 15 日号が興味深い記事を載せている。その著者である醸界人の体験談である。

「小売商店が顧客をひかなが為無口銭の有名商品を店頭之余儀なく陳列してある事は云ふ迄もない。現に昨年の夏或る区内の売薬店を五六軒回って或る有名な薬を買はうとしたが、とうとう手に入らないで皆何れも異口同音に『アノ品は近年評判が良くないから私の店には置きません。其代用品として此品をおすすめします』と云ふてつまり利益のある口銭の多く取れる商品を売付けるといふ次第で…」

これと平仄の合う記事が同紙 1930 年 11 月 3 日号記事「薬業界はどう動く而して何処へ行く」である。

「売薬の廉売は即ちこれである。勿論、自家

製剤を広く売る為に為るべく多くの顧客を店舗に呼ぶ手段であるからその廉売手段は売薬に限らないけれども主としてその目標を売薬に仕向けて来たのである」。

天野 [1916] も化粧品について、全く同じ観察を述べている (30 頁)。

「誠に通り物と称する有名品の品質善良なるや否やを店舗に就き質してみられよ [。] 孰れの商店と雖も其商品の善良なるにも拘はらず善良なりとて真実なる答をなす者があるか [。] 恐らくは十人が十人悉く中傷誹謗して居るであろう [。] 之に反しヨタ物と称する非通物の商品を見よ [。] 其善悪自から明瞭なる物と雖も巧に粉飾して庇護して居るは孰れの商店も同一である [。] 之は前に言ふ通り有名品は濫売して損毛して居るから売り度くないのである [。]」

また逆に栗原 [1926] によると、現在のミツワ石鹸と同じ企業が発売したミツワ家庭薬は全成分表示、新聞広告、PR 誌発行を行ったが、仕入価格が定価の 80% であったので、小売店に支持されなかった (41~43 頁)。

廉売する商品は収益源でなく、その生産者はパートナーと云うよりむしろ小売店の自家製剤のライバルであって、廉売の目的は同業者の犠牲による顧客吸引、というのであれば、誰も小売店間協力のコーディネーターになれる立場にないことになる。森下は「広告益世」を創業時の事業方針に加えるほど、広告で直接消費者にアピールする、今で言うプル型営業戦略を重視した人物であったから、どの小売店とも等距離を保つことが出来たであろうが、たまたまこうした人物や企業が見つからなければ、徳島県売薬同業組合のような対立によって協調が壊れたであろう。

6. 結語と残された課題

小売価格カルテルとして見ると、同業組合とい

う公的なシステムにもアウトサイダー引き入れの難しさ、安価で強制力の高いメカニズムの欠如と言った弱点は存在した。また、消費者の利益に反して特定業界を表立って支援することを避ける政府の態度によって、強制力はますます限定された。有能で熱意あるコーディネーターの存在はこうした問題を和らげたが、個人の力量に頼る限りシステムとしては不安定であった。

戦前においても、消費者の利益を政府が無視することは政治的に許される状況ではなく、価格維持システムを黙認する場合でも、その動きを細かく監視しているのが実態であった。多くの小売店は終始、公的な強制メカニズムで自分たちの価格維持システムを補完することを求めた。しかし小売店間で利害が一致しないことも加わって、政府がそうしたシステムを支持することは難しかったし、政府はそれを支持していると国民から見られることを避けた。

本稿で取り上げた濫売矯正運動は小売店によって行われたものであり、消費者にとってどういう結末が望ましかったか、あるいは実際にどう行動したかについては、業界新聞といったメディアではとらえづらい。地域や時代をそろえることまでは望めずとも、消費者運動の記録などから、消費者の行動やその変化をたどることは可能かもしれない。また、終戦直後から再販制度の縮小が求められた1960年代後半までの20年足らずの間、再販制度の指定商品に加えられながら、実際にはほとんど機能しなかったワイシャツ・雑酒などいくつかの商品について、何が活用を妨げたのか検証し、この事例と比較することも興味深い。こうした点を今後の課題としたい。

【注】

- (1) メーカーが再販維持行為の実行者であったとしても、メーカーは主に小売店（とくに中小小売店）の支持を得るためにそれを行っているのかもしれない。本稿ではメカニズムを維持する行動主体がメーカーであるか小売店団体であるか、価格維持の利害がメーカーと小売店のどちらにとってより重大であるかを問わず、もっぱら「価格維持メカニズム」の存立可能性を検討する。

- (2) 売薬税はメーカーの定める正価に対する定率税であったから、メーカー希望小売価格である正価を定めることはメーカーの義務であった。
- (3) ここでの説明は帝国議会での答弁などに見られる当時の「表向きの」廃止理由だが、工業組合・商業組合制度創設と関連付け、間屋資本主義からの脱却を指す一貫した政策意図の存在を、藤田[1995][2003]が指摘している。
- (4) 大日本帝国憲法第22条は「居住及移転ノ自由」を定めているに過ぎない。しかし枢密院審議資料に学識者も加わり加筆のうえ、伊藤博文の名義で公刊された「憲法義解」同条の項に「凡そ日本国民は（中略）定住し、借住し、寄留し及営業するの自由あらしめたり」といった記述があり、同業組合準則が改正された当時は、この条文が営業の自由をも含むというのが一種の公式見解であったと思われる。
- (5) 「農商務大臣に於て之は重要物産である又は密接の関係を有するものであると認めれば組合の設置が出来る」（小野武夫・飯田勘一[1918]、86頁）
- (6) 政府が全国レベルでの強制加入推進・行政罰導入を行わない一方で、府県レベルでの取締規則制定を認容したのは、(1)在来産業再編の国策になじまない、(2)個別的・地域的利害を代表する組合が多い実態があったことによる、とする見解を竹内[1982]が示している（329-330頁）。
- (7) 後述する売薬業界の同業組合と農商務省のやりとりを見ると、同業組合設立時には農商務省と直接のやりとりがあり（何が重要物産かは申請を受けて決めるのだから当然である）、定款変更については道府県と交渉するのが通例であったようである。
- (8) 1920年10月13日、京都売薬同業組合が定款に従い、1割引で売薬を販売した組合員から過怠金30円を徴収しようとした事件につき、京都地裁は請求を認める判決を下した。同業組合定款によって正価維持違反者に損失を与えることがまだ合法的であったことをこの事件は明確に示している。

参考文献

- 天野忠三郎 [1916] 『化粧品濫売矯正私見』 私家版
池田松五郎 [1929] 『日本薬業史』 薬業時論社
石原武政 [1989] 『公設小売市場の生成と展開』 千倉書房
大阪小間物卸商同業組合 [1928] 『大阪小間物卸商同業組合沿革史』
大阪製薬同業組合大阪製薬業史刊行会編 [1943] 『大

- 阪製業史』大阪製業同業組合事務所（第1巻
1943年、第2巻1944年）
- 小野武夫・飯田勘1 [1918]『最新重要物産同業組合
法精義』清水書店
- 栗原愛塔 [1926]『現代売業界の運命』木屋芳兵衛本
店出版部
- 小池金之助 [1937]『組合定款の知識』昭和図書
- 小池金之助 [1939]『同業組合及準則組合』昭和図書
- 孫 一善 [1994]「高度成長期における流通系列化の
形成 — 松下販売制度の形成を中心に —」『経
営史学』, 29(3), 1~24
- 竹内 庵 [1982]「明治中期同業組合政策の展開 —
日本資本主義との構造的連関を中心に —」安藤
精一先生選歴記念論文集出版会編『地方史研究の
諸視角』国書刊行会
- 東京小間物化粧品商報社 [1934]『小間物・化粧品業
界年鑑 昭和9年版』
- 東京業種貿易商同業組合 [1944]『東京業種貿易商同
業組合沿革史』
- 富山県 [1983]『富山県業史』(通史・資料集成)
- 富山県 [1984]『富山県史 通史編6 近代・下』
- 富山県売業同業組合 [1943]『富山県売業同業組合沿
革史』
- 長尾清美 [2000]「戦前期最大手化粧品メーカー中山
太陽堂のチャネル政策（資生堂と比較して）」『流
通経済大学大学院経済学研究科論集』第8号, 41-
68頁
- 長尾清美 [2001]「資生堂におけるチャネル政策成立
過程に関する研究」『流通経済大学大学院経済学
研究科論集』第9号, 1-26頁
- 長尾清美 [2002]「化粧品マーケティング・チャネル
の組織化とその評価」『流通経済大学大学院経済
学研究科論集』第10号, 1-26頁
- 並河 永 [2005]「不当廉売概念の源流」,『社会科学
論集』115号, 45-54頁
- 藤田貞一郎 [1995]『近代日本同業組合史論』清文堂
- 藤田貞一郎 [2003]『近代日本経済史研究の新視角』
清文堂
- 森下仁丹 [1974]『森下仁丹八十年史』
- 山本景英 [1988]「産業合理化と商業組合（上）」,『国
学院経済学』第36巻2・3号, 171-197頁
- 山本景英 [1990]「産業合理化と商業組合（下）」,『国
学院経済学』第37巻3・4号, 1-49頁

《Summary》

Resale Price Maintenance and its Enforcement Mechanism:
The Case of the Osaka Pharmacy Retailers Union in the 1920s

Hisashi NAMIKAWA

This paper examines a movement among pharmacy retailers in Osaka prefecture before WWII, especially in the 1920s. The movement tried to enforce a cartel to avoid prices lower than the suggested ones for pharmaceutical products. This was not illegal in those days, and the movement made use of the industry union system which was actually intended for the quality control of exports, as an enforcement mechanism. Eventually the movement could not wipe out deviators, and the government did not allow the system to work as a cartel in inflationary periods.

Keywords: Resale Price Maintenance, Enforcement Mechanism, Price Cartel